

平成29年度

第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成29年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

平成29年9月29日（金） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（19名）

萩原 俊 裕  
金 安 正 明  
細 川 昭 典  
土 切 裕 二  
春 日 学  
永 田 喜一郎  
本 間 正 二  
三 好 雄 一  
豊 岡 保 智  
小 林 秀 樹  
伊 藤 良 明  
大井川 和 雄  
中 田 和 孝  
田 中 浩 一  
加 藤 富 雄  
佐 藤 和 人  
池 田 太 郎  
森 田 芳 明  
渡 部 正 廣

2 欠席委員（1名）

工 藤 多希子

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	川 上 誠 一
	主幹	気 境 智 道
	主査	佐 藤 卓 也
	主任	長 尾 整 身
	主任	山 田 容 示
	主任	金 澤 由 希

#### 4 議事日程

- |       |            |                                   |
|-------|------------|-----------------------------------|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名 |                                   |
| 日程第2  | 会期の決定      |                                   |
| 日程第3  | 諸般の報告      |                                   |
| 日程第4  | 報告第25号     | 現況証明願及び照会について                     |
| 日程第5  | 報告第26号     | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について    |
| 日程第6  | 報告第27号     | 第3回農政常任委員会開催結果報告について              |
| 日程第7  | 報告第28号     | 第6回農地常任委員会開催結果報告について              |
| 日程第8  | 報告第29号     | 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定について             |
| 日程第9  | 議案第20号     | 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 日程第10 | 議案第21号     | 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）        |
| 日程第11 | 議案第22号     | 第6回農用地利用集積計画の決定について               |
| 日程第12 | 議案第23号     | 農村滞在型余暇活動機能整備計画（江別市計画）変更に係る意見について |

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長** これより、平成29年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は19名で、定足数に達しております。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長** 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、永田委員、加藤委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長** 日程第2 会期の決定について  
平成29年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
平成29年9月29日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長** 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。
- 事務局長** ご報告申し上げます。  
平成29年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に工藤委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。
- 議長** ただいまの報告に対しご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第25号

- 議長** 日程第4 報告第25号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
山田主任。
- 山田主任** 報告第25号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.24からNo.31の計8件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.28を除いた7件 全7筆 公簿地目は畑18,802.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

また、No.28は札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係からの照会案件でございます。

照会地の現況判定は記載のとおりで、全24筆のうち19筆 田40,343.00㎡、畑91,038.00㎡、その他の地目 4,926.00㎡を農地等、それ以外の5筆 畑2,257.00㎡、その他の地目4,020.54㎡を農地・採草放牧地以外と回答しました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

### ◎報告第26号

○**議長** 日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○**山田主任** 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.15からNo.21の計7件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第26号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第26号を終結いたします。

### ◎報告第27号

○**議長** 日程第6 報告第27号 第3回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○**農政常任委員長** 報告第27号 平成29年度第3回農政常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件につきましては、「農村滞在型余暇活動機能整備計画（江別市計画）変更に係る意見について」の1項目です。

農村滞在型余暇活動機能整備計画（江別市計画）変更に係る意見については、江別市が平成26年1月に策定した計画について、今般、江別市長より農作業体験施設等の整備計画を変更することについて意見を求められたため、事務局より説明を受け審議した結果、農政常任委員会では原案のとおり承認することとし、農業委員会の総意とするため定例総会に付することとしました。

以上が第3回の農政常任委員会での審議等の結果でございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第27号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第27号を終結いたします。

### ◎報告第28号

○**議長** 日程第7 報告第28号 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○**農地常任委員長** 報告第28号 平成29年度第6回農地常任委員会開催結果についてご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について

付議事件3 第6回農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより報告第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第28号を終結いたします。

### ◎報告第29号

○**議長** 日程第8 報告第29号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

- 金澤主任** 報告第29号 経営移譲年金及び特例付加年金の裁定についてご説明申し上げます。

今回裁定を受けましたのは、No.2及びNo.3の計2件でございます。

内容につきましては、所有権移転及び利用権設定により経営移譲を行ったものでございます。

経営移譲日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

所有権移転及び利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画が定められており、内容を審査確認のうえ独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書を提出し裁定を受けたものでございます。

以上でございます。

- 議長** これより報告第29号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第29号を終結いたします。

## ◎議案第20号

- 議長** 日程第9 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

- 長尾主任** 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.6からNo.8の3件でございます。

No.6は新篠津村の農業者が、No.7とNo.8は市内の農業者が、それぞれ規模拡大を図るため所有権の移転を受けるものでございます。

本件はいずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件 現況地目 畑5筆 計21,066.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長** これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請3件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第21号

○**議長** 日程第10 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

長尾主任。

○**長尾主任** 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己で所有する農地における転用で、道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は居宅及び農業用倉庫等の建築であり、既存の住宅地を隣接する農産物直売所の規模拡大に伴い手放すこととなり、近隣の自己の所有地へ新設移転するものでございます。

本案件における土地を転用することはやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 現況地目 畑1筆1, 747. 00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第22号

○**議長** 日程第11 議案第22号 第6回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○**山田主任** 議案第22号 第6回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが9件57筆331, 065. 38㎡、利用権設定に係るものが14件40筆573, 163. 58㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件



をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

- 議長** これより議案第22号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.99からNo.101を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号の利用権設定のNo.99からNo.101を除き、採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、申出20件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き議案第22号の利用権設定のNo.99からNo.101に対する質疑に入りますが、永田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(永田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号の利用権設定のNo.99からNo.101を採決いたします。

第6回農用地利用集積計画の決定について、申出3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

永田委員の復席を願います。

(永田委員復席)

## ◎議案第23号

- 議長** 日程第12 議案第23号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

佐藤主査。

- 佐藤主査** 議案第23号 農村滞在型余暇活動機能整備計画(江別市計画) 変更に係る意見についてご説明申し上げます。

先ほど農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会においてご審議いただいておりますが、江別市の農業地域における滞在型余暇活動、いわゆる「グリーン・ツーリズム」を通して総合的な農業の振興、活性化を図ることを目的に、江別市が平成26年1月に策定した「農村滞在型余暇活動機能整備計画(江別市計画)」に新たな整備計画1件を追加する形で同計画の一部を変更しようとするものでござい

ます。

内容につきましては、皆様にお配りしております同計画書（案）及び新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

計画書（案）の7ページにありまゝ「農作業体験施設等の整備計画」で、整備計画の変更に伴う施設数を追加してございませぬ。

新旧対照表にありまゝとおり、農作業体験施設、休養施設、直売施設各1件が大麻に新たに追加されておりました。

また、計画書（案）の10ページに整備計画図が添付されており、ナンバー11に農作業体験施設、休養施設、直売施設が追加されておりました。

本計画の変更にあたりまゝは、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき農業委員会の意見聴取が義務付けられておりましたことから、江別市農業委員会の意見を求めるものでございませぬ。

以上でございませぬ。

○**議長** これより議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませぬか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めませぬ。

議案第23号を採決いたしませぬ。

農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしませぬと思ひませぬ。

このことについて、ご異議ありませぬか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めませぬ。

よって、そのように決しませぬ。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
平成29年度第6回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時3分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月29日

議長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員